

# 建築物の仮使用に関する取扱基準

平成19年4月1日

改正 平成27年6月1日

## (目的)

**第1条** この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の6（法第18条第24項を含む。）の規定に基づく仮使用の認定（以下「仮使用認定」という。）及び法第90条の3の規定に基づく計画の届出（以下「安全計画届」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (仮使用認定申請等)

**第2条** 仮使用認定の申請は棟単位を原則とし、申請者は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第4条の16に規定する申請図書のほか、申請書の正本の写しに必要な図書を添えたもの1部を合わせた計3部を新見市都市整備課へ提出するものとする。

2 内装仕上げ等をテナント等の決定後に行うこととされている建築物の仮使用認定申請手続きは、申請書の備考欄に仮使用部分の追加を予定している旨を記載して認定を受けるものとする。

3 前項の認定を受けた建築物で新たなテナント等の決定に伴い仮使用部分の追加を行う場合は、仮使用部分追加申請書を遅滞なく新見市都市整備課に提出するものとする。

4 前項の追加の申請にあつては、申請手数料を不要とし、申請書の提出部数は第1項に同じとする。

5 市長は、第3項の申請があつたとき、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められた場合は、申請者に、仮使用部分追加通知書を交付するものとする。

6 安全計画届は、届出書2部を新見市都市整備課に提出するものとする。

## (審査)

**第3条** 仮使用認定の審査は、書類審査及び現場審査により行う。

2 書類審査は、次により行うものとする。

(1) 申請に係る部分については、原則として別表に掲げる審査項目及び審査基準に適合しているか否かを審査する。ただし、用途規模等により別表に定めるものと同様以上の効果があると認められる措置が講じられている場合には、その措置についても認めるものとする。

(2) 申請に係る部分とそれ以外の部分とは、次に定める方法で有効に区画するものとし、申請に係る部分以外の部分は審査の対象から除外すること。

ア 床にあつては耐火構造又は防火構造とすること。

イ 壁にあつては防火構造又は不燃材料（下地不燃に限る。）とすること。

ウ ア又はイの区画に開口部がある場合には、その開口部に特定防火設備又は防火設備を設けなければならないこと。

(3) 申請に係る部分の使用について、申請に係る建築物の工事の進捗状況に即応

した安全計画が作成されているか、又その内容が適切か否かを審査する。

- 3 現場審査は書類審査の後に行い、申請に係る計画が現状に即し適切か否かを判断するものとする。

**(消防長への協議等)**

- 第4条 仮使用認定の申請にあたっては、事前に消防長との協議及び必要な届出を行い、現地審査に合わせて必要に応じ消防法に基づく検査を受けるものとする。
- 2 市長は、仮使用認定の申請があったとき、申請内容に関する消防法上の事柄について、様式第1号により消防長に意見を求め、又は必要な協議を行うものとする。
- 3 市長は、仮使用認定を行ったとき、又は仮使用認定を認めなかったときは、様式第2号により、消防長にその旨を通知するものとする。

**(その他)**

- 第5条 仮使用部分追加申請書、仮使用部分追加通知書、省令第4条の16に規定する安全計画書及び省令第11条の2に規定する工事計画書若しくは安全計画書の様式は、財団法人日本建築防災協会発行の改正建築基準法対応版工事中建物の仮使用手続きマニュアルースケルトン貸しのニーズに応じて一に掲載された様式とする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

別 表

審 査 項 目		審 査 基 準	
		新築の場合	増築等の場合で既存部分の認定に係る場合
1	防火区画	令第112条の規定に適合していること。	令112条第9項 ○防火戸にシャッターを使用している場合には、遮煙性能を要しない。 ○縦ダクトに使用している防火ダンパーについては、ヒューズダンパーで良い。
2	避難施設	令第23条及び令第5章第2節の規定に適合していること。	令第23条 令第124条 令第125条第3、4項を除く 令第126条
3	排煙設備	令第5章第3節の規定に適合していること。	令第126条の2 令第126条の3
4	非常用の照明装置	令第5章第4節の規定に適合していること。	令第126条の4 令第126条の5 ○廊下、階段その他の通路に設置する。
5	非常用の進入口	令第5章第5節の規定に適合していること。	令第126条の6 令第126条の7 ○消防機関において、消防上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。
6	内 装	令第5章の2の規定に適合していること。	令第128条の3の2 令第128条の4 令第129条
7	敷地内通路	令第128条の規定に適合していること。	令第128条
8	消防用設備	消防法上、適法に設置され適法に維持されていること。	
9 安全 計画	防火管理等	消防法第8条及び火災予防条例第28条の規定に基づく有効な措置がなされていること。	
	工事工程等	工事工程が安全、防火及び避難に支障がないように計画され工事の進捗状況に即応した措置が講じられていること。	